

自由民主党 東日本大震災復興加速化本部長

額 賀 福 志 郎 殿

公 明 党 東日本大震災復興加速化本部長

井 上 義 久 殿

帰還困難区域の取扱い提言に対する
要 望 書

平成28年8月12日

福島県双葉郡葛尾村長 松本 允秀

この度の自由民主党及び公明党の東日本大震災復興加速化本部が「帰還困難区域の取扱い」について政府に提言されるに当たり、下記の通り要望する。

記

1. 要望事項

- (1) この度の原子力災害における国の責任を改めて明確にし、帰還困難区域が震災前の環境を取り戻すまで、国が前面に立ち住民に寄り添った対応を行うこと。
- (2) 帰還困難区域の取扱い方針について、住民の納得が得られるよう十分な説明を行うこと。
- (3) 避難指示解除準備区域及び居住制限区域と同様に区域内の除染及び劣化した家屋の解体撤去等を行うこと。(次項3 参照)
- (4) 帰還困難区域を抱える市町村の復興拠点の有無にかかわらず、取扱いに差異が生じないように、統一した対応を行うこと。
- (5) 当該地区の震災前の地域づくりの復活または新たな事業等に、将来的に取り組まれるよう、様々な支援を行うこと。(次項4 参照)

2. 区域の状況等

- (1) 本村の帰還困難区域（野行地区）は、村の東側に位置し、浜通り地域と中通り地域を連絡する主要地方道県道50号浪江三春線が通っている。

現在は、村民や公的機関など関係者の特別通過交通が行われており、除染は県道のみ行われている。

- (2) 当該区域の世帯数及び人口は、本年8月1日現在、33世帯118人となっている。

地区の状況としては、5年超に及ぶ長期避難により建物の劣化が進み、農地が林化するなど荒廃が著しく、震災前の美しい風景は、見る影もなく失われてしまっている。

- (3) 当該区域には、震災前、草地として利用された約30haの土地に仮置場が設置されている。

また、村内の可燃性除染廃棄物の減容化を行うため、処理能力200tの仮設焼却炉が設置され、焼却が行われている。

3. 当該区域の除染及び解体等について

- (1) 当該区域の住民の中には、「将来ふるさとに戻りたい。」と考えている人もいる。また、当該地区の住民は、村内の除染廃棄物の仮置場及び減容化仮設焼却炉の設置に当たって環境省から要請された際、村の復興再生に支障を来たさないようにと、やむを得ず設置を受け入れていただいた経緯がある。

（受け入れの際、除染及び損傷した家屋の解体撤去等を責任を持って行うことを強く望まれていた。）

苦渋の決断のもとで、国の復興施策に協力してくださった地区住民の願い、心情に応える必要がある。

- (2) 区域内を通る主要地方道県道50号浪江三春線は、広域ネットワークを形成する重要路線であり、国道114号、国道399号とともに一般通行が期待されている。このことから、通行時の安心安全を確保するため放射線量の低減化、防災及び景観回復の観点から、旧避難指示解除準備区域と同様の確実な除染及び劣化した家屋の解体撤去等が不可欠である。

4. 当該地区の再生支援について

当該野行地区は、震災前、地区全体がまとまって伝承芸能「宝財踊り」の継承、ブルーベリーやシーベリーなど新たな特産品開発の実証、県道沿いへの桜の植樹や環境美化活動など様々な地域活性化活動に取り組まれてきた。中でも農業においては、村内で唯一集落営農組合を組織し、農作業の受委託による耕作放棄地の解消、農機具の共同利用によるコスト削減に取り組み、震災直前には、ミニライスセンターの整備を進めるなど活発に地域づくりに取り組まれていた。また、仮置場となっている30haについては、震災前、国有地を村が借り受け、草地として利用していた。

将来的に、このような従来の子組みの復活又は新たな事業等に取り組まれるよう、様々な支援が必要である。